

令和5年度 第1回会津若松市国民健康保険運営協議会会議録

1. 日 時 : 令和5年5月18日(木) 午後1時~午後1時55分
2. 場 所 : 会津若松市役所 栄町第二庁舎 2階第3会議室
3. 議 事 :

諮問案件

- (1)会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について(課税限度額の改正)

報告案件

- (1)会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について(応益割に係る軽減判定基準の改正等)
(2)新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税の減免措置の終了について
(3)新型コロナウイルス感染症に感染した場合等に係る傷病手当金について
(4)高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施について

4. 委員会出席者
(敬称略)
- | | |
|-----|----------------------|
| 会 長 | 中澤 真 (議長) |
| 副会長 | 平野 淳子 (議事録署名人) |
| 委 員 | 五十嵐 公一 |
| 委 員 | 江川 清 |
| 委 員 | 渡邊 市雄 |
| 委 員 | 鈴木 千秋 (議事録署名人) |
| 委 員 | 安部 幸子 |
| 委 員 | 矢吹 孝志 |
| 委 員 | 小柴 誠 |
| 委 員 | 高橋 慶彦 |
| 委 員 | 湯澤 広行 |
| 委 員 | 山崎 雄一郎 |
| 委 員 | 二瓶 優子 |
| 委 員 | 武藤 理恵子 (以上17名中14名出席) |

5. 事務局出席者
- | | |
|-----------------|--------|
| 健康福祉部副部長兼健康増進課長 | 宮森 健一郎 |
| 国保年金課長 | 二瓶 睦 |
| 国保年金課主幹 | 上田 裕司 |
| 国保年金課副主幹 | 伊関 浩一 |
| 国保年金課副主幹 | 渡部 さおり |
| 国保年金課副主幹 | 芳賀 智基 |
| 国保年金課主査 | 塚原 奨 |

<議 事>

会 長 議事に入る。出席委員は14名であり、過半数に達しているため、ここに協議会が成立していることを報告する。会議録署名委員については慣例により、会長の指名推薦としたい。

各委員 異議なし。

会 長 平野 淳子委員、鈴木 千秋委員の2名を指名する。
それでは、諮問案件(1)について事務局より説明をお願いしたい。

事務局 諮問案件(1)会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について説明する。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布、4月1日に施行されたことに伴い、国民健康保険税の課税基準について改正するものである。内容であるが、担税能力に応じた負担を求めるため、国民健康保険税の課税限度額を引き上げる内容である。国民健康保険税は、基礎課税分(医療分)、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計で構成されている。そのうち、後期高齢者支援金分を20万円から22万円に2万円引き上げ、課税限度額について現行102万円が改正後は104万円となるものである。

改正の影響であるが、令和5年2月末時点での推計で、国保税課税額として約300万円の増収となる見込みである。影響する世帯数は165世帯で、全体の約1パーセントとなる。

施行期日は、公布の日から施行するものである。

適用区分は、令和5年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものである。

なお、5ページ以降に条例の新旧対照表を掲載しているが、内容については割愛する。

次に、事前にいただいた意見等に対する回答である。

(意見等)

課税限度額を引き上げることのメリットは何か。

(回答)

被保険者の担税能力に応じてより公平な負担を求めることができること、また保険税収入が増収となることで国保財政の安定化に繋がるものと考えている。

(意見等)

誰が政府に諮問しているのか。

(回答)

厚生労働省が社会保障審議会に対して意見を聞いて決定している。

(意見等)

課税額が増加する世帯は165世帯(1.0%)とのことだが、1.0%に目標があるのか、それとも、結果として1.0%となったのか。

(回答)

課税額が増加する世帯数については、令和5年2月末時点の被保険者で令和4年度の所得による試算結果としての見込数となっている。令和5年度の実際の該当世帯とは異なる。

(意見等)

今回の改正後、課税限度額を超過する世帯の割合は何%か。

(回答)

令和5年2月末時点の試算結果においては、134世帯(約0.9%)の見込となる。

(意見等)

保険税収入が増える分「事業運営安定化基金」が増えるとの理解でいいか。

(回答)

他の条件が変わらない場合、基本的な考え方はその通りである。ただし、令和5年度の実際の収支の状況により、基金残高への影響は異なる。説明は以上である。

会 長 質問、意見はあるか。

江 川 限度額超過世帯数を1.5%に近づけるといふ考えはなくなったのか。

事務局 社会保険は、限度額超過世帯を1.5%に近づける取り組みをしている。国保においても同様な趣旨が求められていると認識しており、国の改正に準じて対応していく考えである。

会 長 そのほかないか。

それでは、お諮りしたい。諮問案件 会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について、異論がないので、本日答申することとするがいかか。

各委員 異議なし。

会 長 答申については、本日の最後に行う。

次に、報告案件の(1)～(4)について事務局より一括して説明を求める。

事務局

まず、報告案件(1)について、地方税法施行令の一部改正に伴い、国税税の軽減判定所得基準の改正を行うものである。低所得者の負担軽減を図るため、国民健康保険税の応益割の5割、2割軽減に係る軽減判定所得の基準を引き上げる。5割軽減の基準について現行28万5千円のところを29万円に、2割軽減の基準について現行52万円のところを53万5千円とするものである。改正の影響であるが、課税額が約265万円減少する見込みで、減少する世帯数は143世帯(約0.9%)となっている。なお、軽減分については、保険基盤安定制度により県が4分の3に相当する額を負担し、残り4分の1は市の一般会計からの繰入となり全額補填される。なお、一般会計からの繰入分については交付税措置される。

その他、国民健康保険税の非自発的失業軽減申請において、非自発的失業の確認書類として「雇用保険受給資格通知」を定める。また、国民健康保険税の課税の特例に係る規定について条文を整理する。施行期日について、公布の日から施行し、適用区分も同様である。

次に、意見等に対する回答である。

(意見等)

文章で理解するのは難解であるため、「軽減対象所得表」を作成し市民に周知してほしい。

(回答)

軽減対象所得割表については、市議会6月定例会議の議決後に周知する予定である。

次に、報告案件(2)新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税の減免措置の終了について報告する。

本市では、令和2年度より、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者の国民健康保険税の負担軽減を図るため、国の減免基準に基づく減免要綱を制定し、減免措置を実施してきたところである。当該減免に係る減免額については、全額国の財政支援が行われてきたところだが、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられたこと、これに伴って国の財政支援が終了となったことから、令和5年度以降の減免措置は実施しないこととしたものである。

減免内容について概要のみ説明する。大きく分けて2点あり、1つ目は新型コロナウイルス感染症により亡くなられた又は重篤な傷病を負った世帯、2つ目は収入が前年比で30パーセント以上減少する世帯である。実績については記載のとおりだが、令和元年度から令和4年度まで合計で256件、約4千万円の減免額となっている。

次に、報告案件(3)新型コロナウイルス感染症に感染した場合等に係る傷病手当金の終了について報告する。

本市では、被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、休みやすい環境を整備して感染拡大を可能な限り防止するため、国が傷病手当金の支給に要した費用について財政支援を行うこととしたことに合わせ、令和2年4月30日付けで、専決処分により会津若松市国民健康保険条例の一部改正を行い、これまで被保険者に対し傷病手当金を支給してきた。また、その適用期間については、国の財政支援の適用期間が延長される度に、規則改正により延長して対応してきた経過にある。今般、国は、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられることを踏まえ、同日以降に感染した場合等の傷病手当金の支給については財政支援を終了することとしたことから、本市の傷病手当金の支給の適用期間も終了することとしたものである。

令和5年5月8日以降の支給について、傷病手当金の請求権の消滅時効は2年とされていることから、令和5年5月7日までに感染等した該当者からの請求があった場合は、これまで同様傷病手当金を支給する。その場合の支給についても、国の財政支援の対象となる。支給実績は令和2年度からの合計で件数が50件、金額にして約123万7千円を支給してきたものである。

次に、報告案件(4)高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施について報告する。

本市では、令和4年度より高齢者の疾病予防や重症化予防と生活機能の改善への対応について一体的に行い、高齢者の心身の多様な課題に対応したきめ細かな支援に取り組んできた。昨年度は一つのモデル地区において実施してきたが、今年度は対象地区を拡大して実施するものである。令和4年度の取組状況と成果について、個別的支援では低栄養防止、生活習慣病の重症化予防で23名を支援し、医療機関受診や生活習慣の改善につながった。また会場における体力測定・健康教室を行い、1団体及び3会場で7回開催し約100名の参加があった。体力測定等により自身の筋力低下等の状態を知り、フレイル予防の大切さを知る機会となった。その他、地域包括支援センターと情報共有し、連携強化が図られた。また、参加者の希望により、いきいき百歳体操団体が発足した。家庭訪問や健康相談の会話の中から、家族の健康状態を確認し、家族支援を行うこともできた。

令和5年度の実施内容としては、対象地区を拡大し、昨年度の取組に加え、健康状態が不明な高齢者に対する実態調査や支援を行う予定である。個別的支援としては①低栄養防止・生活習慣病重症化予防の取組を行うものである。令和5年度の健康診査受診者を対象として、その受診結果により支援が必要な方に対し、訪問等を通じ支援をする。健康診査、医療、介

護に繋がっていない高齢者を把握し、必要なサービスや支援に繋げる取組を行う。また会場における体力測定や健康教室を開催、具体的にはフレイル予防の普及啓発活動や健康相談、体力測定等により、低栄養や筋力低下等の状態に応じた支援を行う。

次に、意見等に対する回答である。

(意見等)

高齢者の保健事業等の取組状況について、1つ1つ実績をあげているようだが、シニアの地域活動や生きがづくり、世代間交流など、福井県のフレイル予防の取組なども参考にさらに活動を推し進めてほしい。

(回答)

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業は、令和5年度は3圏域に拡大し、介護予防ボランティアと協力して教室等を実施する。今後、事業の充実を図りながら、福井県等先進地の活動を参考に、生きがづくりなどにもつながるような活動を目指し、事業を推進していく。

(意見等)

個別的支援のうち、健康状態が不明な高齢者の具体的把握方法は。

(回答)

後期高齢者医療制度の被保険者のうち、国保データベース(KDB)システム(※健診、医療、介護の利用情報等が記録されているシステム)に記録がない方を対象者として把握する。

会 長 質問、意見はあるか。

江 川 軽減対象所得表は具体的にどのように周知するのか。

事務局 市のホームページに掲載する。
 窓口においても表を用いて説明する。

江 川 軽減対象表を配布してもらいたいのだが。

事務局 理解していただくことが重要である。一方で、情報量が多すぎるという意見もある。理解していただけるようわかりやすい周知に努めていく。

江 川 分かりやすい計算方法を周知してほしい。前向きに検討をお願いする。

武 藤 マイナンバーの誤登録の報道が出ているが、会津若松市国保では誤登録の可能性はあるのか、またマイナンバーを提出しなかった被保険者について

て3情報（氏名・生年月日・性別）でマイナンバーを調べることがあるのか教えてほしい。

事務局 自治体でのマイナンバーとの紐づけは、基本的にマイナンバーカードで直接本人確認しながら慎重に行っており、誤登録は基本的にはないものと認識している。

武 藤 マイナンバーを提出しない被保険者について、どのようにしてマイナンバーを取得しているか。

事務局 市の国保の場合は、住民票の基本データとマイナンバーが紐づけされているため、住基情報を元に事務処理を行っている。住基情報でマイナンバーを確認するので、手入力での作業はなく、誤入力は極めて低い。

武 藤 被扶養者（出生した子ども）に関しても同様か。

事務局 同様である。住基情報を元にデータ処理をしている。

安 部 健康診査の結果によって個別的に支援をしていく取組は素晴らしい。一方、健康診査を受けていない人は地域包括支援センターが活躍する場となると思われる。一箕地区の会議に出席した際、地域の連携を強化するためのアンケートを取ったが、その結果どうなったかが分からず、国保や区長会等と連携していかなければ個別的支援はきめ細かにはできないのではないかと。いろいろな事情があり、個別支援は大変なのは分かるが、健康診査を受けた人のみの支援にとどめないでほしい。一箕地区では、連携強化のため「LINE」を使って連携を図るという意見が出ているが、実現できていない。お互いに協力しあってやっていただきたい。地域包括ケアシステムの役割は大きいと思う。

事務局 地域包括ケアシステムの役割が大きいことは認識している。地域の中でどのように連携していくか検討していく上で、長年の課題として「個人情報の取扱い」がある。個人情報を利用するには本人の同意が必須であり、その中でどうやって繋げていくか、改善策は同意をもらうしかないが、時間をかけて解決している現状である。現在「緊急時の避難対応」において繋がっていない人を探す取組をしているので、地域包括支援センターを中心として地域の連携を進めている現状である。

安 部 連携強化について現在進行形ということによろしいか。

- 事務局 その通りである。
- 安 部 一箕地区では、各種団体連絡協議会を結成し、連絡が行き届くような仕組みを作る動きがある。そのようなものができれば、よりスムーズな連絡網ができ、より目が行き届くような体制になるのでご検討いただきたい。
- 渡 邊 「健康状態の不明な高齢者」の「不明」とは何をもって不明とするのか。
- 事務局 対象となる人は75歳以上の高齢者で、医療機関の受診がなく、介護サービスの利用もなく、健康診査を受診していない人である。KDBシステムにいずれも情報が集約されるが、いずれの情報も載ってこない人に対し支援するものである。
- 五十嵐 支援が必要な人に対しどのように支援をしていくのか。
- 事務局 対象者を抽出し、対象者に対し通知を送る。反応のあった方はそれに応じて支援を行う。対象地域を限定して行っていく中で、行ってみないと分からない部分もある。
- 五十嵐 マニュアル的なものはないのか。
- 事務局 今年度から始まる事業なので、手探り状態である。
- 五十嵐 中長期的なスパンの人口減少または高齢者の増加を見据えたものを施策に反映してほしい。
- 事務局 国保財政は、若い世代を含め現役世代が負担するには被保険者数が少なく、安定的な運営上非常に大きな課題となっている。さらに高齢化に伴い医療費の増加もあり、構造的な課題を見据えつつ、安定した医療受診体制を維持していくよう事業運営をしていかなければならない。
- 五十嵐 長期スパンでのシミュレーションはしているか。
- 事務局 指針を策定し、6年スパンでの見通しで計画を立てている。また上位計画である、「会津若松市第7次総合計画」では10年20年スパンでの人口減少を見通し、個別計画に反映している。さらに国保では、県が長期的なスパンで見通しを立てている。

- 五十嵐 資料にも長期的なスパンの計画を記載すると分かりやすいと思う。
- 事務局 意見として承る。
- 高 橋 会場における体力測定や健康教室について、現時点での予定について教えてほしい。また広報の方法も教えてほしい。
- 事務局 今年度は3つの地域で5月19日から始める予定である。現在のところ15回開催する予定で、内容としては、教室では栄養や口腔の話、体力測定を実施する予定である。
- 高 橋 広報として薬局を使ってほしい。
- 事務局 昨年も北会津で教室を開催した際、チラシを置いてもらったので今年度も協力をお願いしたい。
なお、今回追加となる地域は、第3圏域（門田・大戸）と第4圏域（日新・城北・神指・町北・高野）である。北会津と合わせて3つの地域で実施していくので、ご協力をお願いしたい。
- 会 長 そのほかあるか。
円滑な審議にご協力いただき、ありがとうございました。